

安全な水と緑豊かな街を実現するために

第3号

平成23年(2011年)3月1日 編集 発行/泉南市上下水道部
〒590-0521 泉南市樽井737番地 072-482-6551

水道料金改定のお知らせ

平成23年4月分からの水道料金が変わります。

市民の皆様には、日頃から水道事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本市の水道事業は、平成13年7月の料金改定以後、事務の合理化や経費の節減に努め、10年近く現行料金で事業を進めてまいりましたが、水道事業の現況は、老朽化による施設及び配水管の整備や更新、維持管理などの経費が増大しております。また、節水機器の普及による節水意識の高揚や長引く景気の低迷などの影響で給水需要の減少が続き、大変厳しい経営状況下にあります。このため平成26年までの事業計画や料金改定幅などについて、一昨年より熟慮し検討してまいりましたが、その財源確保に向け4月分使用料金から平均で9.234%の値上げを実施することになりました。

今後も、より一層の経営の効率化に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(料金の詳細は、料金計算表及び早見表をご覧ください。)

【今回の改定ポイント】

基本料金は、6^mまでの基本水量を廃止し、620円を976円にする。

超過料金(1^mにつき)は、1^m~6^mが20円毎を新設し、7^m以上のランクは2.1%の値下げとする。

大口径は、基本料金は据え置き、超過料金は2.1%の値下げとする。

平均改定率は、9.234%とする。

非課税世帯のうち、満65歳以上の老人世帯や母子父子手当受給世帯を対象に基本料金を半額とする福祉減免を実施する。

メーター使用料は、現行の給水申し込み時の一時金を廃止し、口径別に応じたメーター使用料を定め徴収する。

なお、新メーター使用料は、計量法による最初の検定満期によるメーター交換(設置後8年以内に実施)を行った給水栓が対象となり、その翌年度の4月分から徴収する。

水道料金の福祉減免の申請について

【対象者】

専用又は集合住宅に居住し、主として家事用に供する水道使用者で、次の要件のいずれかに該当する世帯の水道使用者が減免対象となります。

要件

1. 泉南市に住民登録及び外国人登録されている方で、満65歳以上の方だけで構成されている世帯のうち平成21年度市民税が非課税の世帯の方。
2. 母子(父子)家庭であって、児童扶養手当を受給している世帯のうち平成21年度市民税が非課税の世帯の方。
3. 1及び2に該当する基準日は平成23年4月15日現在です。但し、それ以降に該当される方は、担当課で随時申請ができます。

次の注意のいずれかに該当する方は対象外となります。

注意1: 生活保護法に掲げる扶助を受けている世帯及び市外給水の方。

注意2: 水道料金の未納料金がある場合。

【申請手続き】

下段の水道料金福祉減免申請書の太線わく内に記入し切取って次の要領で申請してください。

受付期間：平成23年3月17日(木)～24日(木)・3月29日(火)～4月1日(金)・
4月6日(水)～15日(金)但し土日祝日は除く

受付時間：午前10時～午後5時

申請場所：泉南市役所1階 市民相談室(高齢者世帯の方)
生活福祉課窓口(母子父子手当受給世帯の方)

持参するもの：認印

問合せ：泉南市上下水道部 072-482-6551
母子父子手当受給世帯の方は、生活福祉課 072-483-3474
65歳以上の高齢者世帯の方は、高齢障害介護課 072-483-8251

水道料金福祉減免申請書

(母子・高齢)

泉南市水道事業管理者 様

泉南市水道事業給水条例第33条の規定により水道料金の減免を次のとおり申請します。

(太線わく内のみ記入してください)

世帯主氏名		生年月日	
ふりがな		明・大・昭・平 年 月 日 (満 才)	
〒 (団地・マンション等にお住まいの方はその名称も記入してください。)			
泉南市			
電話番号	()	お客様(台帳・給水)番号	

水道使用者の氏名		世帯主との続柄	
同居者氏名	世帯主との続柄	生年月日	
		明・大・昭・平	年 月 日 才
		明・大・昭・平	年 月 日 才
		明・大・昭・平	年 月 日 才
		明・大・昭・平	年 月 日 才

水道料金減免の決定に際して、住民票、公租公課台帳及びその他必要事項を調査、閲覧されても異議ありません。

氏名

代理申請者 (代理申請の場合のみ記入)	住所	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	氏名	電話番号 ()

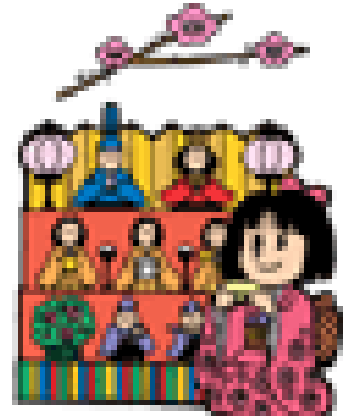
受付番号 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日受付 受付者 _____

切
り
取
り

水量	水道料金	消費税	水道料金合計	下水道使用料	消費税	下水道使用料合計	上下水道を使用している家庭の計	水量	水道料金	消費税	水道料金合計	下水道使用料	消費税	下水道使用料合計	上下水道を使用している家庭の計
m ³	円	円	円	円	円	円	円	m ³	円	円	円	円	円	円	円
0	976	48	1,024	435	21	456	1,480	51	8,840	442	9,282	6,440	322	6,762	16,044
1	996	49	1,045	435	21	456	1,501	52	9,074	453	9,527	6,613	330	6,943	16,470
2	1,016	50	1,066	435	21	456	1,522	53	9,308	465	9,773	6,786	339	7,125	16,898
3	1,036	51	1,087	435	21	456	1,543	54	9,542	477	10,019	6,959	347	7,306	17,325
4	1,056	52	1,108	435	21	456	1,564	55	9,776	488	10,264	7,132	356	7,488	17,752
5	1,076	53	1,129	435	21	456	1,585	56	10,010	500	10,510	7,305	365	7,670	18,180
6	1,096	54	1,150	435	21	456	1,606	57	10,244	512	10,756	7,478	373	7,851	18,607
7	1,236	61	1,297	543	27	570	1,867	58	10,478	523	11,001	7,651	382	8,033	19,034
8	1,376	68	1,444	651	32	683	2,127	59	10,712	535	11,247	7,824	391	8,215	19,462
9	1,516	75	1,591	759	37	796	2,387	60	10,946	547	11,493	7,997	399	8,396	19,889
10	1,656	82	1,738	867	43	910	2,648	61	11,180	559	11,739	8,170	408	8,578	20,317
11	1,796	89	1,885	975	48	1,023	2,908	62	11,414	570	11,984	8,343	417	8,760	20,744
12	1,936	96	2,032	1,083	54	1,137	3,169	63	11,648	582	12,230	8,516	425	8,941	21,171
13	2,076	103	2,179	1,191	59	1,250	3,429	64	11,882	594	12,476	8,689	434	9,123	21,599
14	2,216	110	2,326	1,299	64	1,363	3,689	65	12,116	605	12,721	8,862	443	9,305	22,026
15	2,356	117	2,473	1,407	70	1,477	3,950	66	12,350	617	12,967	9,035	451	9,486	22,453
16	2,496	124	2,620	1,515	75	1,590	4,210	67	12,584	629	13,213	9,208	460	9,668	22,881
17	2,636	131	2,767	1,623	81	1,704	4,471	68	12,818	640	13,458	9,381	469	9,850	23,308
18	2,776	138	2,914	1,731	86	1,817	4,731	69	13,052	652	13,704	9,554	477	10,031	23,735
19	2,916	145	3,061	1,839	91	1,930	4,991	70	13,286	664	13,950	9,727	486	10,213	24,163
20	3,056	152	3,208	1,947	97	2,044	5,252	71	13,520	676	14,196	9,900	495	10,395	24,591
21	3,219	160	3,379	2,077	103	2,180	5,559	72	13,754	687	14,441	10,073	503	10,576	25,017
22	3,382	169	3,551	2,207	110	2,317	5,866	73	13,988	699	14,687	10,246	512	10,758	25,445
23	3,545	177	3,722	2,337	116	2,453	6,175	74	14,222	711	14,933	10,419	520	10,939	25,872
24	3,708	185	3,893	2,467	123	2,590	6,483	75	14,456	722	15,178	10,592	529	11,121	26,299
25	3,871	193	4,064	2,597	129	2,726	6,790	76	14,690	734	15,424	10,765	538	11,303	26,727
26	4,034	201	4,235	2,727	136	2,863	7,098	77	14,924	746	15,670	10,938	546	11,484	27,154
27	4,197	209	4,406	2,857	142	2,999	7,405	78	15,158	757	15,915	11,111	555	11,666	27,581
28	4,360	218	4,578	2,987	149	3,136	7,714	79	15,392	769	16,161	11,284	564	11,848	28,009
29	4,523	226	4,749	3,117	155	3,272	8,021	80	15,626	781	16,407	11,457	572	12,029	28,436
30	4,686	234	4,920	3,247	162	3,409	8,329	81	15,860	793	16,653	11,630	581	12,211	28,864
31	4,849	242	5,126	3,398	169	3,567	8,693	82	16,094	804	16,898	11,803	590	12,393	29,291
32	5,078	253	5,331	3,549	177	3,726	9,057	83	16,328	816	17,144	11,976	598	12,574	29,718
33	5,274	263	5,537	3,700	185	3,885	9,422	84	16,562	828	17,390	12,149	607	12,756	30,146
34	5,470	273	5,743	3,851	192	4,043	9,786	85	16,796	839	17,635	12,322	616	12,938	30,573
35	5,666	283	5,949	4,002	200	4,202	10,151	86	17,030	851	17,881	12,495	624	13,119	31,000
36	5,862	293	6,155	4,153	207	4,360	10,515	87	17,264	863	18,127	12,668	633	13,301	31,428
37	6,058	302	6,360	4,304	215	4,519	10,879	88	17,498	874	18,372	12,841	642	13,483	31,855
38	6,254	312	6,566	4,455	222	4,677	11,243	89	17,732	886	18,618	13,014	650	13,664	32,282
39	6,450	322	6,772	4,606	230	4,836	11,608	90	17,966	898	18,864	13,187	659	13,846	32,710
40	6,646	332	6,978	4,757	237	4,994	11,972	91	18,200	910	19,110	13,360	668	14,028	33,138
41	6,842	342	7,184	4,908	245	5,153	12,337	92	18,434	921	19,355	13,533	676	14,209	33,564
42	7,038	351	7,389	5,059	252	5,311	12,700	93	18,668	933	19,601	13,706	685	14,391	33,992
43	7,234	361	7,595	5,210	260	5,470	13,065	94	18,902	945	19,847	13,879	693	14,572	34,419
44	7,430	371	7,801	5,361	268	5,629	13,430	95	19,136	956	20,092	14,052	702	14,754	34,846
45	7,626	381	8,007	5,512	275	5,787	13,794	96	19,370	968	20,338	14,225	711	14,936	35,274
46	7,822	391	8,213	5,663	283	5,946	14,159	97	19,604	980	20,584	14,398	719	15,117	35,701
47	8,018	400	8,418	5,814	290	6,104	14,522	98	19,838	991	20,829	14,571	728	15,299	36,128
48	8,214	410	8,624	5,965	298	6,263	14,887	99	20,072	1,003	21,075	14,744	737	15,481	36,556
49	8,410	420	8,830	6,116	305	6,421	15,251	100	20,306	1,015	21,321	14,917	745	15,662	36,983
50	8,606	430	9,036	6,267	313	6,580	15,616								

メーター使用料は別途加算

口径	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金
13mm~20mm	0m ³	976円	1m ³ ~ 6m ³ まで	20円
			7m ³ ~ 20m ³ まで	140円
			21m ³ ~ 30m ³ まで	163円
			31m ³ ~ 50m ³ まで	196円
			51m ³ ~ 100m ³ まで	234円
			101m ³ ~ 200m ³ まで	271円
25mm	0m ³	18,000円	1m ³ ~ 100m ³ まで	234円
30mm			101m ³ ~ 200m ³ まで	271円
40mm			201m ³ ~ 1,000m ³ まで	308円
50mm			1,000m ³ 以上	327円
75mm以上	200m ³	18,000円	201m ³ 以上	157円
湧屋用				



1個1ヶ月につき(消費税抜き)					
量水器 使用料	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
	68円	100円	152円	189円	286円
	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
	1,281円	1,710円	2,406円	5,951円	管理者が定める

上記で算定した額に1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てます。

■計算事例

例:口径20mmで1か月24m³使用し下水道も使用している場合の料金を求めます。

【水道料金】

計算式(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満の端数は、切り捨てます。)

《基本料金》

976円

《従量料金内訳》

[1~6m³] 20円 × 6m³ = 120円
 [7~20m³] 140円 × 14m³ = 1,960円
 [21~24m³] 163円 × 4m³ = 652円
 小計 3,708円

【下水道料金】

計算式(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満の端数は、切り捨てます。)

《基本料金》

[0~6m³]

435円

《従量料金内訳》

[7~20m³] 108円 × 14m³ = 1,512円
 [21~24m³] 130円 × 4m³ = 520円
 小計 2,467円

【メーター使用料】

20mm 100円

水道料金 メーター使用料 下水道料金
 合計(3,708円 × 1.05) + (100円 × 1.05) + (2,467円 × 1.05) = 6,588円

<p>ご相談窓口</p>	<p>受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分まで。</p>
<p>水道の開栓・閉栓、上下水道使用者の名義変更 メーターの検針・集金、口座振替、水道料金・ 下水道使用料の問い合わせ</p>	<p>泉南市上下水道お客さまセンター （受託業者）(株)大阪水道総合サービス 072 - 482 - 0600</p>
<p>給水申込み（平日午前 9 時～午後 5 時 3 0 分） にごり水、出水不良、公道上の漏水、水道管工 事、その他（24 時間）</p>	<p>泉南市上下水道部上水道工務課 072 - 482 - 6551</p>
<p>下水道工事、下水管のつまり、その他</p>	<p>泉南市上下水道部下水道整備課 072 - 482 - 5005</p>
<p>水道料金・下水道使用料のお支払いについて</p> <p>口座振替手続きの際に必要なもの お客様番号のわかるもの（水道料金・下水道使用料のお知らせ票や納入通知書等） 振替を希望する口座の番号がわかるもの（通帳等） 金融機関への届出印鑑</p> <p>届出の場所 振替を希望する口座の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局） （銀行）三井住友・りそな・池田泉州・三菱東京UFJ・紀陽・近畿大阪・関西アーバン （金庫）大阪信用・近畿労働・きのくに信用 （農協）大阪泉州農業協同組合</p> <p>コンビニエンスストア 水道料金・下水道使用料の納入通知書でバーコードが付いている納入期限 内のもので納入通知書の裏に記載の取扱店（納入通知書は銀行でもお支払い頂けます。）</p> <p>上下水道部で直接お支払い頂くことも出来ます。 （問い合わせ先）泉南市上下水道お客さまセンター 受託業者 (株)大阪水道総合サービス 072 - 482 - 0600 受付時間 平日午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分 （土・日・祝日・年末年始はお休みです。）</p>	
<p>宅地内の漏水修理（修理費用は個人負担となります。）</p>	
<p>泉南市管工事業協同組合 072 - 484 - 1041（平日の午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分） 090 - 1246 - 5541（24 時間対応） お知り合いの水道屋さんが御座いましたらそちらでご相談下さい。また、工事を依頼される場合は十分 内容を確認して頂きますようお願いいたします。泉南市が責任を負うことはできません。</p>	